

北海道告示第 11594 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである

令和 7 年 10 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 申請書の概要

(1) 申請年月日

令和 7 年 9 月 25 日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道帯広市東 3 条南 25 丁目 1 番地 2

株式会社晴海開発 代表取締役 高橋 恒久

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道中川郡幕別町字豊岡 5 番 123、124

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの。）、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2 法第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課（帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地）

8 時 45 分から 17 時 30 分まで

幕別町住民生活部防災環境課（中川郡幕別町本町 130 番地 1）

8 時 45 分から 17 時 30 分まで

(2) 縦覧の期間

令和 7 年 10 月 24 日（金）から令和 7 年 11 月 25 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置の場所及び産業廃棄物処理施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道十勝総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 7 年 12 月 9 日（火）までに到着するように提出すること。